

一般社団法人廃棄物資源循環学会関東支部会則（案）

平成 23 年 1 月 4 日案

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、廃棄物資源循環学会関東支部と称する。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 2 条 本会は、廃棄物資源循環学会の目的に則り、廃棄物資源循環学会関東支部活動として、研究交流することを目的とする。

（事業）

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項に関して活動する。

- (1) 研究発表交流シンポジウム等の開催
- (2) 会員相互の情報交流・研究協力の支援
- (3) その他、幹事会が適当と認める事項

第 3 章 会員

（会員）

第 4 条 会員は、原則として関東在住の廃棄物資源循環学会員とする。

第 4 章 組織

（組織）

第 5 条 本会には次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 幹事 5 名程度
- (3) 運営委員 25 名程度
- (4) 監事 2 名

（役員を選出）

第 6 条 役員を選出は次により行う。

- (1) 運営委員は、細則で定める方法により選出する。
- (2) 支部長及び幹事は、運営委員の互選により選出する。
- (3) 支部長は、会員のなかから監事を指名し、運営委員会の承認を得る。

（役員任期）

第 7 条 役員任期は 2 年以内とする。ただし、再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず役員は、その任期満了後も後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。

（支部長）

第 8 条 支部長は、会務を総括し、本会を代表する。

（幹事）

第9条 幹事は、支部の会計、事業の企画、事業の実施等の会務を分担執行する。

(会議)

第10条 支部長は、運営委員会を招集し、次の事項を協議・議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (2) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (3) 会則の変更
- (4) その他支部長が必要と認めた事項

2 支部長は、事業を企画し、実施する場合及びその他必要に応じて、幹事会を招集しなければならない。

3 支部長は、第1項に基づく議決を行ったときは、総会の招集、又は文書（電子メールも含む）により、会員に告知しなければならない。

第5章 会計

(経費)

第11条 本会の経費は、学会交付金、寄付金及び支部活動に伴い生ずる収入等をもってあてる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 細則

(細則)

第13条 この会則の施行について必要な細則は、幹事会が定める。

附 則

この会則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

一般社団法人廃棄物資源循環学会関東支部会則施行細則（案）

平成23年11月4日案

（運営委員の選任）

第1条 運営委員は、次の方法により選任することとする。ただし、25名程度を越える場合は、幹事会で協議のうえ決定する。

- (1) 会員の立候補
- (2) 支部長の推薦

附 則

この細則は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。